

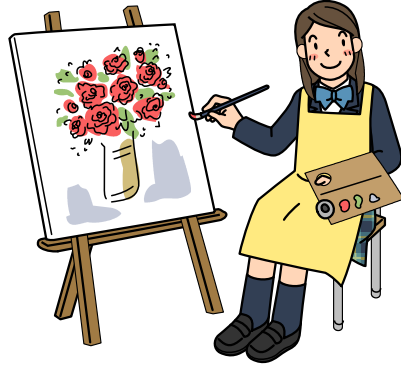
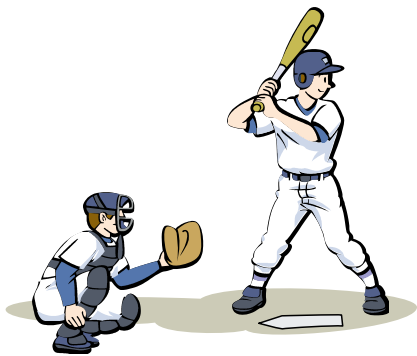


自分に克つ ねばりぬく けじめをつける

岩井中学校



## 部活動運営方針



令和6年4月

## 1 部活動に関する基本的な考え

- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動をとおして自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高い。
- 生徒の怪我予防、コンディション調整、パフォーマンス向上、心身の健全な育成のためには、心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であるとする。医・科学的観点を最優先に考慮し、本方針に示す活動時間を遵守し、適切な活動計画に基づいて活動する。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。そのため校長は、本市教育委員会が定める「部活動運営の方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 学校は、PTA総会や新入生説明会、ホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。
- 部活動のこれまでの成果を踏まえた上で、生徒のニーズの多様化、ICT活用や主体的・対話的で深い学びの実施に伴う指導観の転換、教員の時間外勤務縮減等の課題に対応するため、今後の地域移行を視野に入れながら、学校部活動の位置づけや運営について果敢な見直しを行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 活動計画作成に当たっては、限られた時間の中で効果を上げるべく、活動するタイムマネジメントの観点、授業を中心とした学校生活と家庭での生活のバランスを保つ観点、さらに、教員の長時間労働の縮減に配慮する観点からも、活動過多を抑止する方向で見直す。
  
- 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(注1)、事故防止(注2)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。  
(注1)：事前・事後及び活動中の健康観察による健康状態の把握やスポーツ障害・外傷の予防及びバランスのとれた学校生活への配慮などを含む。  
(注2)：活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策、及び異常高温・光化学スモッグ等による健康被害への防止対策などを含む。
  
- 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
  
- 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

### 3 部活動の休養日の設定

- 次のとおり、週当たり2日以上休養日を設けることを基本とする。

	平日	休日(土・日)	週計
中学校	1日以上	1日以上	2日以上

- 学期中の平日の休養日は、基本的に月曜日とする。
- 生徒が大会等への参加により休日(土・日)に連続して活動した場合、または、休日に1日の上限を超えた場合には、他の休日に休養日を振替える。  
ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。
- 長期休業中においても、前述のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、次のとおり1週間以上の連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを基本とする。

	オフシーズン期間
夏季休業中	8月13日～8月16日、8月25日～8月31日 (※各校での状況に合わせる)
冬季休業中	12月27日～1月4日

※学校閉庁日の設定状況により変動あり

また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日を増設することや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。

- 定期テスト(中間・期末テスト等)前に、3日以上休養日を設定する。
- 定期テスト(中間・期末テスト等)当日を休養日として設定する。
- 学校閉庁日は、原則として活動は行わない。ただし、大会等の参加が予定され、特別に実施する場合は、校長の許可・保護者の承諾を必要とする。

#### 4 部活動の活動時間並びに下校時刻

- 1日の活動時間は、平日は2時間、休業日は3時間の週11時間を上限とする。また長期休業中における活動時間については、休業日に準じた扱いとする。
- 下校時刻は、生徒下校時の安全を見守る地域ボランティア団体や保護者との連携のもと、生徒の安全を確保する観点から、下記のように設定する。

4月	18:00	10月 前半 10月 後半	17:20 17:00
5月	18:00	11月	16:40
6月	18:00	12月	16:20
7月	18:00	1月 前半 後半	16:45 17:00
8月	18:00	2月	17:20
9月 前半	18:00	3月 前半	17:30
9月 後半	17:45	3月 後半	17:50

※下校時刻15分前には活動を終了し、全ての顧問で下校指導を行う。

※9月前半は市内大会まで、10月前半は県西地区大会までとする。

#### 5 方針等の策定

- 校長は、「県運営方針」及び「市町村方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定する。
- 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。

年間の活動計画	平日・休日における活動日・休業日・参加予定大会等
毎月の活動計画	活動日時・場所、休業日、大会参加日時等
毎月の活動実績	

- 学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

## 6 部活動の朝の活動の原則禁止

- 生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするため、原則として朝の活動は実施せず、放課後の限られた時間で実施する。また、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で行う。

※陸上練習や駅伝練習など特設の活動を必要とする場合には、校長の許可及び保護者の承諾を得て活動期間を明確にして行う。なお、活動時間は生徒の負担を考慮し、始業前30分（7時15分～7時45分）以内とする。

## 7 学校単位で参加する大会等の見通し

- 学校単位で参加する大会については、校長の許可を得て参加する。
- 大会参加については、生徒が取り組んできた成果を発揮する場であることや、保護者や地域からの期待を踏まえた上で、勝利至上主義に陥らず、学習面と両立でき、かつ心身の負担が過度にならない範囲において、適切な休養や、自らの活動を振り返り次の練習等に生かすなどのサイクルを維持できるよう、参加大会数を精選する。
- 年間10～12回程度を目安とする。
- 活動時間の上限を遵守し、適切な休養日を確保することを考慮した上で設定する。

## 8 その他

- 台風・竜巻・雷雨・豪雨など自然災害の発生が予想される場合や「熱中症アラート（注3）」「光化学スモッグ注意報」が発せられた場合には、臨時に校舎内への避難指示・休部等の措置を行い、生徒の安全を確保する。また、下校時においては保護者・地域と連携し生徒の安全な下校に努める。
- 不審者等の情報への対応については、日頃から生徒への十分な指導を継続し、迅速に対処するとともに、保護者・地域と連携しながら下校時刻を待たず生徒の安全な下校に努める。

(注3)：7月1日から10月第四水曜日の期間に、暑さ指数(WBGT)が33℃以上になることが予想される場合に、前日の17時過ぎ及び当日の5時に発表されるもの。暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合については、原則、運動は中止。

- 生徒及び教員の数を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選していく。